

協議資料

自治協議会への補助金（活力あるまちづくり支援事業補助金）の概要

「活力あるまちづくり支援事業補助金」とは：

- ・「自治協議会が、主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との共働によるまちづくりを推進する」ことを目的として、市が自治協議会に交付している補助金。
- ・従来、校区の団体毎に交付していた9つの補助金を一本化し、平成16年度（自治協議会制度の開始と同時）に創設した。

<補助金の交付要件等>

(1) 必須事業（必ず実施しなければならない事業）

- ① 交通安全の推進に関する事業
- ② スポーツ・レクリエーションに関する事業
- ③ 男女共同参画推進に関する事業
- ④ 地域で子どもを育む意識を醸成し、健全育成活動や非行防止に関する事業
- ⑤ ごみ減量・リサイクル推進に関する事業
- ⑥ 集団献血に関する事業
- ⑦ 健康づくり活動に関する事業
- ⑧ 環境美化に関する事業
- ⑨ 防災に関する事業

※ 必須事業の考え方：

「現行の9つの補助金を一つにまとめたことにもない、以下の9つについては、住みよいまちづくりに最低限必要なこととして、引き続き、実施していただきますようお願いいたします」（地域説明資料「生き生きしたコミュニティに向けて」、平成15年11月）と説明している。

(2) 補助対象経費（補助金を交付する対象となる経費）

区 分		内容など
① 事業費		具体的な事業に係る経費 *
② 事務費 (補助金限度額の30%まで)	人件費	事務職員雇用経費。なお、自治協議会役員（会計業務に従事する役員を除く）へは支給することができない。
	印刷費	資料等の印刷代等
	消耗品費	文房具等事務用品、書籍等
	通信・運搬費	郵便料金等
	備品購入費	書庫（キャビネット等）、パソコン、机、椅子、テーブル、印刷機等。ただし、事務処理に直接関連しないもの（テレビ、冷蔵庫など）は対象外とする。
借上費	会場借上、備品借上経費	

* 市の他の補助金の交付を受けている事業又は補助対象となる事業、営利を目的とする事業、宗教・政治に関する事業、選挙活動は、補助対象事業としていない。

※ 「① 事業費」のうち、補助対象外経費

区 分	内容など
人件費	自治協議会役員等の手当
活動内容自体の委託費	事業の事務、企画、運営、調査など活動の中心となる部分の委託
食糧費	ただし、事業実施のために必要な、昼食代、弁当代、茶果代、懇談費等は必要最小限の範囲で補助対象とする。
その他	その他補助対象経費とすることが適当でない区長が認める経費

(3) 補助金の限度額及び該当団体数

(該当団体数は平成19年度現在)

補助金の限度額		該当団体数	該当団体数の内訳	
人口区分	上限額		人口区分	該当数
2,000人以下	200万円	7	2,000人以下	7
2,001人～5,000人	240万円	9	2,001人～5,000人	9
5,001人～10,000人	270万円	74	5,001人～7,500人	31
			7,501人～10,000人	43
10,001人以上	300万円	59	10,001人～12,500人	29
			12,501人～15,000人	15
			15,001人～17,500人	13
			17,501人～20,000人	1
			20,001人以上	1